

注目される「国直轄事業負担金」制度

国直轄事業負担金とは何か。地方財政白書によれば、「国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。地方自治体の普通建設事業費は単独事業費、補助事業費、国直轄事業負担金からなる。全国知事会調べによると、09年度予算（普通会計ベース）の負担金は1兆260億円で投資的経費の14.2%を占める。

地方財政法第10条の2は、国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費を定めている。17条の2で、国がこれらの事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律または政令に定めるところによりその経費の一部を負担するときは、その負担する金額（負担金）を国に対して支出すると規定する。道路法や河川法、砂防法、港湾法などで、それぞれ費用負担の原則を定めている。地方の負担率は現在、道路と河川は3分の1、港湾は10分の4.5、これらの維持管理は10分の4.5となっている。

直轄事業負担金の見直しは、10数年前からの課題であったが、ここにきてクローズアップされたのは、急激な景気後退と財政難で負担に耐えきれなくなった自治体が「実力行使」に出たことによる。大阪府は当初予算案で負担金のうち建設費で2割、維持管理費で1割を削減した。国直轄負担金ではないが、整備新幹線の地元負担についても地方の「反旗」があがる。整備新幹線の負担割合は、政令で国2、地方1とされている。各新幹線の建設中区間の総事業費は当初3兆1200億円であったが、その後の資材高騰などにより4100億円膨らんだ。増加分も2対1で負担するのが原則であり、新潟県は国から求められた地元負担増を拒む姿勢を示した。一方的な地元負担の引き上げ、国からの「内訳のない請求書」に自治体の不満は募るばかりだ。

地方自治体の単独事業や補助事業は急減してきたが、国直轄事業だけは横ばいを続ける。直轄事業の中で断トツに大きいのが道路だ。淀川水系をはじめとして河川、ダムの見直しは始まりつつあるが、道路にはブレーキがかからない。地方自治体の「道路願望」は根強いものがあり、直轄事業の本格見直しもなかなか進まない。道路に対する地方自治体の姿勢も問われる。国直轄事業は国交省の地方整備局など国の出先機関が実施しており、両者は密接な関係がある。懸案の出先機関統廃合が骨抜きされようとしており、負担金改革にも大きな影響をもたらすことになる。国直轄事業負担金をめぐる問題は、地方分権改革や公共事業見直しと連動しており、今後ともその動向に目が離せない。